

## Q. 入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書

申請者が住民票の転入手続きを済ませていない場合にあっては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等により、申請に係る家屋を当該申請者が居住の用に供することを確認するとされているが、申立書の記載事項はどのようなものか。また、どのような方法で確認するのか。

## A.

1. 申立書の記載事項は、①所有者の住所・氏名、②家屋の登記簿上の所在地・家屋番号、③家屋の住居表示、④入居予定年月日、⑤現住家屋の処分方法、⑥入居が登記の後になる理由とされている。
2.
  - (1) 申請に係る家屋を当該申請者が居住の用に供することの確認は、申請者が証明申請時に居住している家屋（現住家屋）の処分方法等、入居が登記の後になる理由、これらに照らして適切な入居予定日であることなどから判断を行うこととされている。その際、**現住家屋の処分方法等**については、その場合に応じて次のような書類を提出することとされている。
    - ①**現住家屋を売却する場合**：売却することを証する書類（当該現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等）及び申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し（6か月以内に作成されたもの）
    - ②**現住家屋を賃貸する場合**：賃貸することを証する書類（当該現住家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等）及び申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し（6か月以内に作成されたもの）
    - ③**現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合**：現住家屋が申請者の所有家屋ではないことを証する書類（申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等）及び申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し（6か月以内に作成されたもの）
    - ④**現住家屋に申請者の親族等が住む場合、もしくは現住家屋が親族等の持ち家・借家等**：現住家屋が今後、当該申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類（当該親族等の申立書等）及び申請者がその家屋に居住していることを明らかにする現在の住民票の写し（6か月以内に作成されたもの）
  - (2) **現住家屋の処分方法等が未定の場合**は、入居が登記の後になることを疎明する書類を提出することとされている。

※『「登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き」 民間住宅税制研究会 編・著、国土交通省住宅局 編集協力』を参考に作成